

平成22年6月30日

## 平成22年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日(水)、平成22年6月期の期末・勤勉手当が支給されます。

1. 一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平成22年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額(成績標準者)は、約57万7,500円です。

平均年齢	35.5歳
平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約30万800円
支給月数	1.92月 (期末1.25月、勤勉0.67月)
平均支給額	約57万7,500円

(注) 平均年齢、平均給与月額は、最新のデータ(平成21年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

2. 本年6月期の平均支給額は、昨年同期の平均支給額(約57万3,500円)と比べると、約0.7%(約4,000円)の増加となっています。

これは、本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数は、1.92月と昨年と同じですが、平均年齢が昨年に比べ約0.3歳上昇するなどの理由で手当の算定基礎となる平均給与月額が増加していること等によるものです。

3. 平成22年度の期末・勤勉手当の年間支給月数(成績標準者)は、4.09月(6月期1.92月、12月期2.17月)となっています。

(注) 一般職国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数は、民間ボーナスの支給実績と合わせることを基本とし、人事院勧告に基づき、改定を行う仕組みとなっています。

平成22年度の支給月数については、民間の支給実績を踏まえて変更される可能性があります。

(参考1) 過去10年間の各期別支給月数 (一般職員)

年度	6月期		12月期		3月期		合計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
12	1.45	0.6	1.6	0.55	0.55	—	3.6	1.15	4.75
13	1.45	0.6	1.55	0.55	0.55	—	3.55	1.15	4.7
14	1.45	0.6	1.85	0.55	0.2	—	3.5	1.15	4.65
15	1.55	0.7	1.45	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	1.6	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	1.6	0.75	—	—	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.71	1.6	0.71	—	—	3.0	1.42	4.42
19	1.4	0.71	1.6	0.745	—	—	3.0	1.455	4.455
20	1.4	0.72	1.6	0.72	—	—	3.0	1.44	4.44
21	1.25	0.67	1.5	0.67	—	—	2.75	1.34	4.09

(注) 勤勉手当の支給月数は、成績標準者に係るものです。

(参考2) 主な特別職等の6月期の期末手当等の支給額の試算例

〔	内閣総理大臣	支 給 額
	国 務 大 臣	約499万円
	事 務 次 官	約364万円
	局 長 ク ラ ス	約282万円
	最高裁長官	約214万円
〔	衆・参両院議長	約499万円
	国会議員	約457万円
		約273万円

- (注) 1. 内閣総理大臣、国务大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます (一般職である事務次官、局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。上記の支給額は、期末手当と勤勉手当の合計額で、勤勉手当は成績率を良好 (標準) として試算しています。)
2. 上記の支給額は、在職期間 (12月2日～6月1日) 率を100%として試算したものです (したがって、実際の支給額とは異なる場合があります。)
3. 6月期の期末・勤勉手当については、基準日 (6月1日) 現在の官職に応じて支給されます。菅内閣総理大臣については、平成22年6月8日就任であり、基準日時点では国务大臣であったため、国会議員としての期末手当 (約273万円) を含めて、約364万円が支給されます。

(連絡先)

人事・恩給局 (給与担当)

一般職担当 : 澤田、横森、谷川、野村

特別職担当 : 平野、茂手木、田中

電話 : (代表) 5253-5111

(内線5266)

(直通) 5253-5266

FAX : 5253-5229

## 地方公務員の期末・勤勉手当

(公営企業職員等を除く)

一般行政職職員（管理職職員層を除く。）の平成22年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額（成績標準者）は、約53万7,500円です。

なお、昨年6月期の平均支給額（約54万1,300円）と比べると、約0.7%（約3,800円）の減少となっています。

平均年齢	36.4歳
平均支給額	約53万7,500円

(注1) 上記平均支給額は、国家公務員と同様の支給月数（成績標準者1.92月）として試算したものですが、支給月数は、地方公共団体ごとに定められており、国を下回る支給月数の団体もあります。

(注2) 支給日は、地方公共団体ごとに定められており、国と同一（6月30日）とは限りません。

### (連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：宮本、大角

電話：(代表) 5253-5111

(内線5549)

(直通) 5253-5549

FAX : 5253-5553